

期間入札の公 告

令和 7年 3月 25日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

裁判所書記官 合田 みちる

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 4月 9日 午前 9時00分から 令和 7年 4月 16日 午後 5時00分まで
開札期日 日 時 場 所	令和 7年 4月 22日 午前10時00分 東京地方裁判所立川支部売却場
売却決定 期日 日 時 場 所	令和 7年 5月 7日 午前11時00分 東京地方裁判所立川支部民事第4部
特別売却 実施期間	令和 7年 4月 23日 午前10時00分から 令和 7年 4月 25日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行または損害保険会社の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 3月 25日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	





物 件 目 錄

1 所 在 三鷹市下連雀四丁目
地 番 185番7
地 目 宅地
地 積 146.18 平方メートル

2 所 在 三鷹市下連雀四丁目 185番地7
家屋 番号 185番7
種 類 居宅
構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき 2階建
床 面 積 1階 79.43 平方メートル
2階 59.66 平方メートル

(現況)

床 面 積 1階 79.43 平方メートル
2階 59.66 平方メートル
地下1階 約31 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年 1月 10日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

裁判所書記官 千葉容子

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《注 意 書》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、B I Tシステムの「お知らせ」メニュー内の各裁判所にある「競売ファイル・競売手続説明書」にも登載されています。



物 件 目 錄

1 所 在 三鷹市下連雀四丁目
地 番 185番7
地 目 宅地
地 積 146.18 平方メートル

2 所 在 三鷹市下連雀四丁目 185番地7
家屋 番号 185番7
種 類 居宅
構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき 2階建
床 面 積 1階 79.43 平方メートル
2階 59.66 平方メートル

(現況)

床 面 積 1階 79.43 平方メートル
2階 59.66 平方メートル
地下1階 約31 平方メートル



令和6年(ヶ)第253号
令和6年10月29日受理
令和6年11月27日提出
(評議人 松岡利喜雄)

現況調査報告書

東京地方裁判所立川支部
執行官 林崎雄彦 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 錄

- 1 所 在 三鷹市下連雀四丁目
地 番 185番7
地 目 宅地
地 積 146.18 平方メートル
- 2 所 在 三鷹市下連雀四丁目 185番地7
家屋 番号 185番7
種 類 居宅
構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき 2階建
床 面 積 1階 79.43 平方メートル
2階 59.66 平方メートル



不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	東京都三鷹市下連雀四丁目5-41	
土地	物件1	
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地(物件1) <input type="checkbox"/> 公衆用道路(物件) <input type="checkbox"/> (物件)	
形状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>	
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物(目的外建物)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)	
その他の事項		
建物	物件2	
種類、構造及び床面積の概略	<input type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点が異なる(■主たる建物 <input type="checkbox"/> 附属建物) □種類: □構造: ■床面積:地下1階 約31平方メートル (他は公簿上の記載とほぼ同一)	
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある └種類: └構造: └床面積:	
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地(目的外土地)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある	地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(2 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
所有者	<p>1 本件建物に家族と居住している。</p> <p>2 子が受験を控えており、本件手続きによる影響を懸念している。また、建物情報が開示されることで、防犯上の不安を覚える。</p> <p>3 本件建物に設置してあるエアコンの1台が稼働しない。ガス不足が原因と思われる。その他にもエアコンの排水に一部支障があり、業者に対応してもらっている。改善傾向にあるが、まだ完全な修復とは言えない。キッチンのIHコンロ右側が使用不能となっている。ルーフバルコニーの木部床面が劣化している。</p> <p>4 本件建物の3階部分は、ロフトなので、変更登記した。</p> <p>5 地下部分は、収納に利用している。</p>

(令和6年11月19日面接聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

執行官の意見

- 1 本件各物件の状況は、土地建物位置関係図、間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 関係人の陳述及び次の事由から、前記のとおり占有者及び占有状況を認定した。
 - (1) 表札には、所有者の氏が表示されていた。
 - (2) ライフライン照会の結果、所有者名義で水道供給契約がある旨の回答があった。
- 3 本件建物の地下に、収納空間が存在した。天井高の要件を満たしており、床面積に含めるものと判断した。間取図には「倉庫」と記載したが、居住者用の収納場所であることから、建物の種類は、「居宅」として報告する。

以上

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和 6 年 10 月 29 日 ： - :	当庁	ライフライン照会書郵送、不動産登記情報取得
令和 6 年 10 月 31 日 9:00-9:20	物件所在地	物件特定、物件概況調査、外観写真撮影、臨場日時通知書差置
令和 6 年 11 月 19 日 8:55-9:30	物件所在地	物件調査、立入(全室)調査、占有調査、写真撮影、図面作成、評価人同行、関係人から陳述聴取
年 月 日 ： - :		
年 月 日 ： - :		
年 月 日 ： - :		
年 月 日 ： - :		

(特記事項)

令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

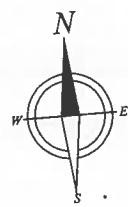
令和 6 年 11 月 19 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

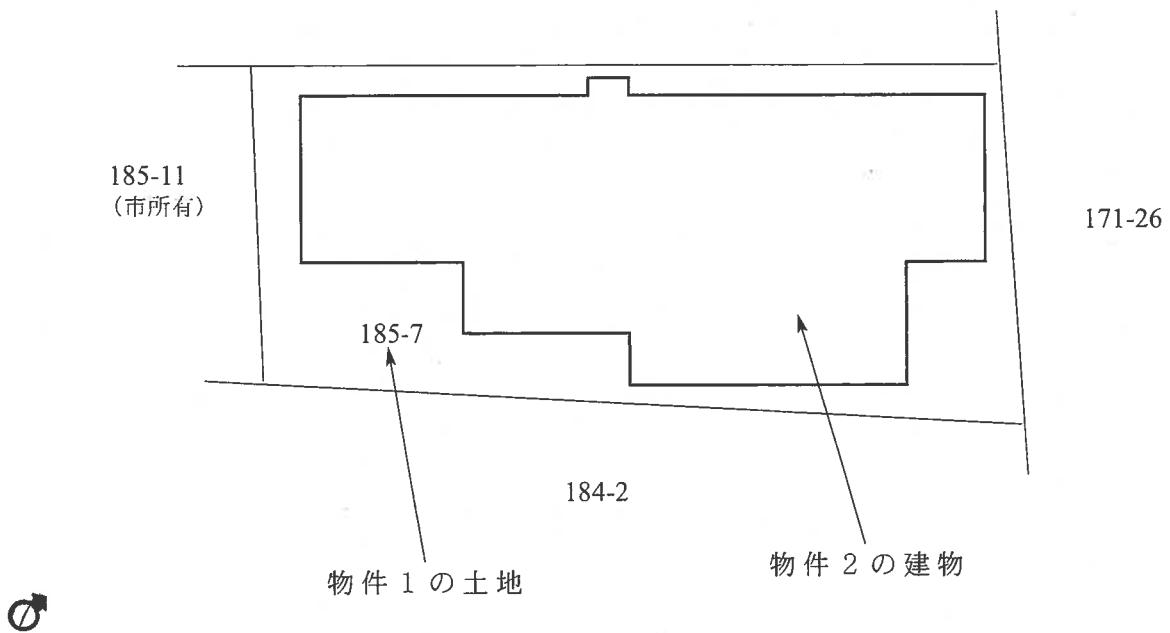
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(5 枚目)

(土地建物位置関係図)

令和 6 年 (ヶ) 第 253 号



185-10

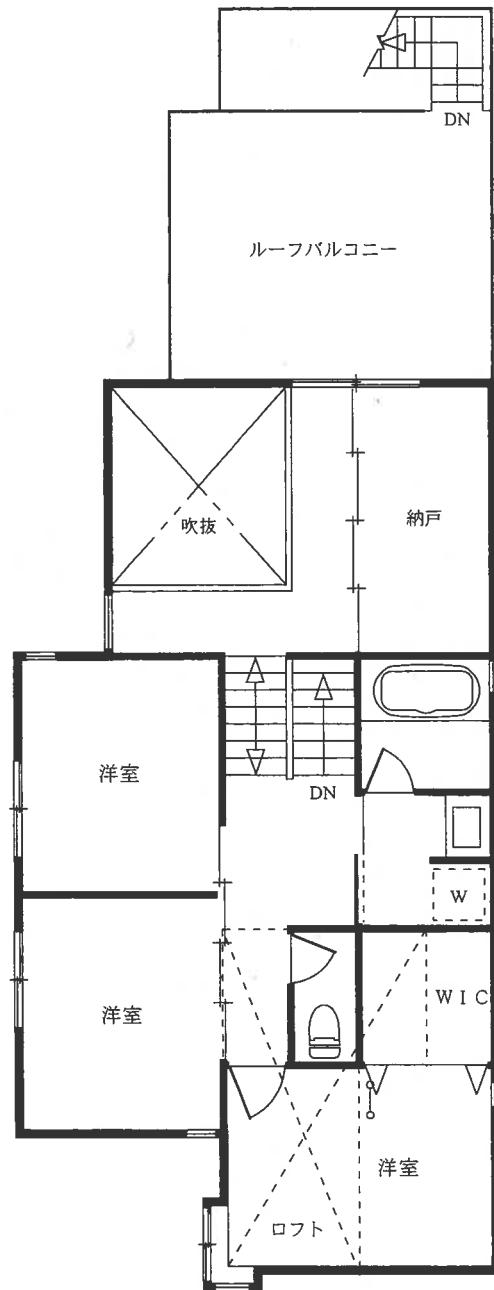
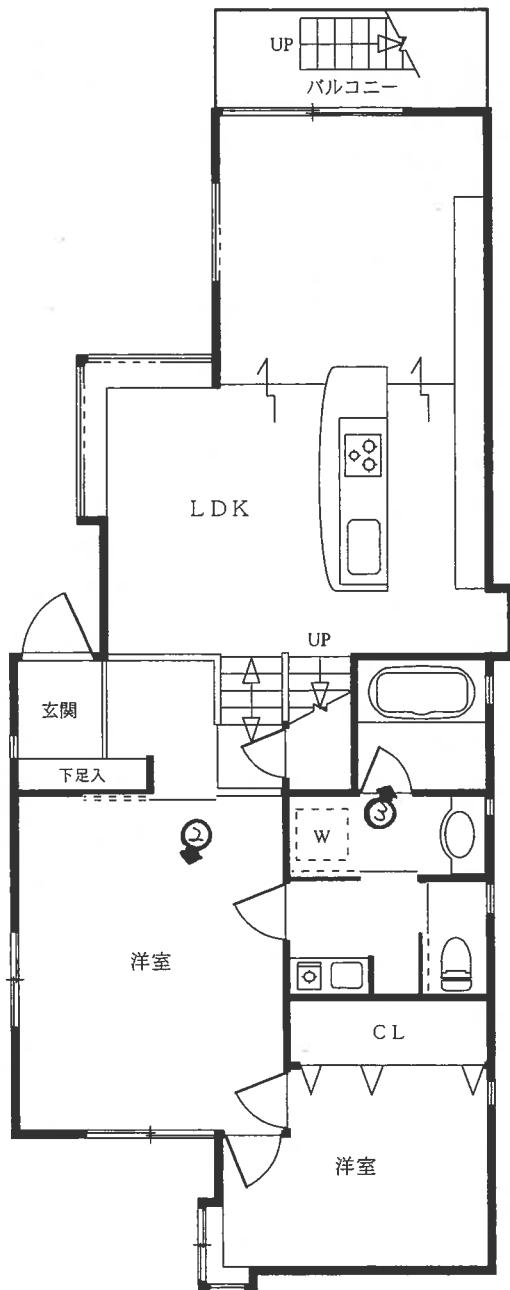
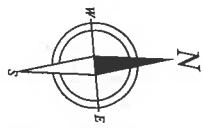


写真撮影位置と方向

(6 枚目)

(間取図)

令和6年(ヶ)第253号



1階

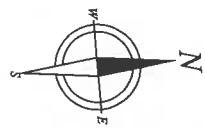
2階

← 写真撮影位置と方向

() 枚目

(間取図)

令和 6 年 (ヶ) 第 253 号



地下 1 階

現況床面積 約 31 m²



地下 1 階

← 写真撮影位置 と 方向

(8 枚目)

1



2



3



(9 枚目)

令和 6 年(ヶ)第 253 号
令和 6 年 11 月 19 日 現地調査
令和 6 年 12 月 17 日 評 價

東京地方裁判所立川支部
民事第 4 部不動産執行係 御中

評 價 書

評価人 松岡 利喜雄

第1 評価額

一括価格	
金 100,150,000円	
内訳価格	
物件1(土地)	金 23,010,000円
物件2(建物)	金 77,140,000円

- 1 一括価格は、物件1及び2の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第58条第4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	次頁物件目録記載のとおり		同 左
2	次頁物件目録記載のとおり		床面積： 1階 79.43m ² 2階 59.66m ² 地下1階 約31m ²
番号	特記事項		
	特になし		

物 件 目 錄

- 1 所 在 三鷹市下連雀四丁目
地 番 185番7
地 目 宅地
地 積 146.18 平方メートル
- 2 所 在 三鷹市下連雀四丁目 185番地7
家屋 番号 185番7
種 類 居宅
構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき 2階建
床 面 積 1階 79.43 平方メートル
2階 59.66 平方メートル

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	JR中央線「三鷹」駅の南東方・道路距離約850m（徒歩約11分）に位置する（附属資料「位置図」参照）。	
付近の状況	近隣は、三鷹市北部に位置し、中小規模の一般住宅を中心に共同住宅も見られる住宅地域である。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第1種住居地域 60% 200% 準防火地域 25m第2種高度地区 日影規制 敷地面積の最低限度：90m ² 宅地造成等工事規制区域 景観計画区域（一般地域）
画地の状況	地 積 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 势 そ の 他	146.18m ² 長方形 間口約7.7m、奥行約18.6m ほぼ平坦 法務局で調査したところ、物件1土地を直接求積した地積測量図は見当たらなかったので、本件では登記地積を採用した。したがって、隣地所有者立会いのもと境界を確定したうえで専門家による測量を行った場合には、物件1土地の地積が実測数量と相違する可能性があることに注意が必要である。
接面道路の状況等	西側で幅員約5m舗装市道（建築基準法第42条第1項第1号・同法第42条第1項第5号）とほぼ等高に接面する中間画地。 ※物件1周辺の道路幅員は約4.4mであるが、当該道路は5mの位置指定道路となっているため、本物件の前面は物件2建物の建築時に後退して幅員が約5mとなっている。	
土地の利用状況等	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 物件1土地は物件2建物の敷地として利用されている。 ◇ 建物の配置は、附属資料建物図面・各階平面図写のとおり。 	

供給処理施設(基本的には敷地内への引き込みの有無を基準としている)	上 水 道 都 市 ガ 斯 下 水 道	あ り あ り あ り
土地の履歴等	◇ 土地閉鎖登記簿と過去の住宅地図で地歴を調査したところ、昭和28年以降の本件土地所有者は個人、平成20年からは本件建物の所有者であり、昭和52年版、平成5年版及び平成17年版の住宅地図ではいずれも一般住宅の敷地であったことがわかった。	
特 記 事 項	◇ 本物件に直接の影響はないと思われるが、南方約15mの位置に、都市計画道路「三3・4・8」（計画幅員16m）の計画がある。現在のところ計画決定の段階であるが、念のため三鷹市都市計画課で本物件との位置関係などの詳細を確認することが望ましい。	

2 建物の概況及び利用状況等 (物件 2)

区分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数等	建築年月日(登記記載) 経過年数 経済的残存耐用年数	平成22年4月16日新築 約15年 約15年 地下1階部分については、現地調査の結果、既存部分に含めて経過年数を判定した。
仕様	構造 屋根 外壁 内壁 天井 床 設備 その他	木造 2階建 合金メッキ鋼板ぶき サイディング等 クロス等 クロス等 フローリング等 水廻り等 2階にロフトあり (建物の再調達原価の査定で考慮した)
床面積(現況)	1階 2階 地下1階 延	79.43 m ² 59.66 m ² 約31 m ² 約170.09 m ²
現況用途等	種類 間取り	居宅 1階: LDK、洋室(2)、洗面室、浴室、トイレ等 2階: 洋室(3)、洗面室、浴室、トイレ、納戸等 地下1階: 倉庫
品等	やや優る	
保守管理の状態	概ね普通	
建物の利用状況	◇ 物件2建物は、所有者が住居として使用し、占有している。	
特記事項	◇ 物件2建物は、地下のない2階建として建築確認及び完了検査を受けているが、現況は地下1階が存する。ただし、天井や内壁はいずれも下地のボードや合板のままであり、床もコンクリート上にビニールシートを敷いたままとなっている。 そこでこの地下が造られた経緯について所有者に聞いたところ、「本件建物を設計した建築士に任せていたため、当時のことは分からぬ」とのことであった。	

特記事項	<p>◇ 2階にはロフトがあるが、高さが約2mあるため、建築基準法上、このロフト部分も床面積に算入される可能性があることに留意を要する。</p> <p>◇ 居住者の話では、「キッチンのIHコンロの右側が故障で使用できず、また、室内のエアコンの排水が逆流しているため修理中である」とのことであった。</p> <p>そのほかは2階ルーフバルコニーに敷いてある木材の劣化が進行しているのが確認された。</p>
------	---

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1(土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物 件 番 号	更地価格		地 積 (m ²) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) オ
	標準画地価格 (円/m ²) ア	個別格差 イ			
1	643,000	× 1.02	× 146.18	× 1.00	= 95,870,000

総額(円)については、1万円未満四捨五入とした(以下同じ)。

ア 標準画地価格 : 下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。
なお、標準画地は、近隣において、土地の概況(間口、奥行、規模等)及び利用状況等が標準的な中間画地を想定した。

【公示地 三鷹-22】

$$\begin{array}{cccccc}
 \text{(公示価格)} & \text{(時点修正)} & \text{(標準化補正)} & \text{(地域格差)} & \text{(規準価格)} \\
 562,000 \text{ 円/m}^2 \times 105 / 100 \times 100 / 102 \times 100 / 90 = 643,000 \text{ 円/m}^2 \\
 \text{(上三桁未満四捨五入)}
 \end{array}$$

時点修正：令和6年1月1日から評価日までの推定変動率である。

標準化補正：公示地は方位で優る。(北方位を標準とした)

地域格差：公示地の所在する地域は対象地域に比較して環境・交通接近条件等が劣っていることを考慮して判定した。

イ 個別格差：個別格差率を以下のとおり査定した。

方位(+2)

相乗積：1.02

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：敷地と建物との適応状態を考慮して、必要なしと判断した。

② 物件2(建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物 件 番 号	再調達原価 (円／m ²) ア	現況延床面積 (m ²) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) エ
2	359,000	× 約170.09	× 0.48	= 29,310,000

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：7ページ参照。

ウ 現 価 率：対象建物の現況を考慮して、経済的残存耐用年数、残価率を下記のとおり判定し、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用して、現価率を求めた。

- ・経済的残存耐用年数は、物理的・機能的及び経済的観点から建物の現況等を考慮して査定したものであり、税務上の耐用年数とは必ずしも一致するものではない。

- ・観察減価については、建物の経過年数、建物の状態（経年使用に伴う内部の汚れや損傷ほか、建物本体及び設備関係の経年による老朽化等）、建物の保守管理の状況のほか、観察不能部分に伴う不測の減価等を総合的に勘案して判定した。

・経過年数約15年、経済的残存耐用年数約15年、観察減価率10%、残価率5%

〈残価率〉 〈耐用年数に基づく方法〉 〈観察減価〉

$$\text{現価率} : 0.05 + (1 - 0.05) \times 15 / (15 + 15) \times (1 - 0.1) = 0.48$$

(小数第3位を四捨五入)

2 評価額の判定

前記1により求めた価格に、物件1の土地については土地利用権等価格を控除し、物件2の建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を決定した。

① 土地利用権等価格

物 件 番 号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ウ
1	95,870,000	× 0.7	法定地上権	= 67,110,000

ア 建付地価格：前記1①オ

イ 売却により法定地上権が成立するものと解される。法定地上権割合は、近隣における借地権の取引慣行、課税上の割合等を参考に、建物の性質、地上権としての特性等を勘案して判定した。

② 内訳価格及び一括価格

物 件 番 号	基礎となる 価格(円) ア	土地利用権等価 格の控除及び加 算(円) イ	占有減 価修正 ウ	市 場 性 修 正 エ	競 売 市 場 修 正 オ	評 価 額 (円)
1	95,870,000	— 67,110,000		×1.0	×0.8	= 23,010,000
2	29,310,000	+ 67,110,000	×1.0	×1.0	×0.8	= 77,140,000
一 括 価 格 (合 計)						100,150,000

ア 基礎となる価格：前記1

イ 土地利用権等価格：前記2①ウ

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：必要なし。

オ 競売市場修正：「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮して修正を行った。

第6 参考価格資料

【指標とした公示価格】

価 格 時 点	公示価格	三鷹 - 2 2
	令和6年1月1日	
所 在 及 び 地 番 「住居表示」	三鷹市下連雀4丁目271番6 「下連雀4-17-27」	
1 m ² 当たりの価格	562,000円/m ²	
地 積	127m ²	
周 辺 の 土 地 の 利 用 の 現 況	一般住宅、低層共同住宅が見られる住宅地域	
前 面 道 路 の 状 況	西4m市道	
供 給 処 理 施 設	水道、ガス、下水	
交 通 施 設 と の 接 近 の 状 況	三鷹1km	
法 令 上 の 制 限	1住居(60、200) 準防	

第7 附属資料の表示

位置図

公団写

地積測量図写（ただし、物件1土地は残地としての地積であり、直接測量したものではない）

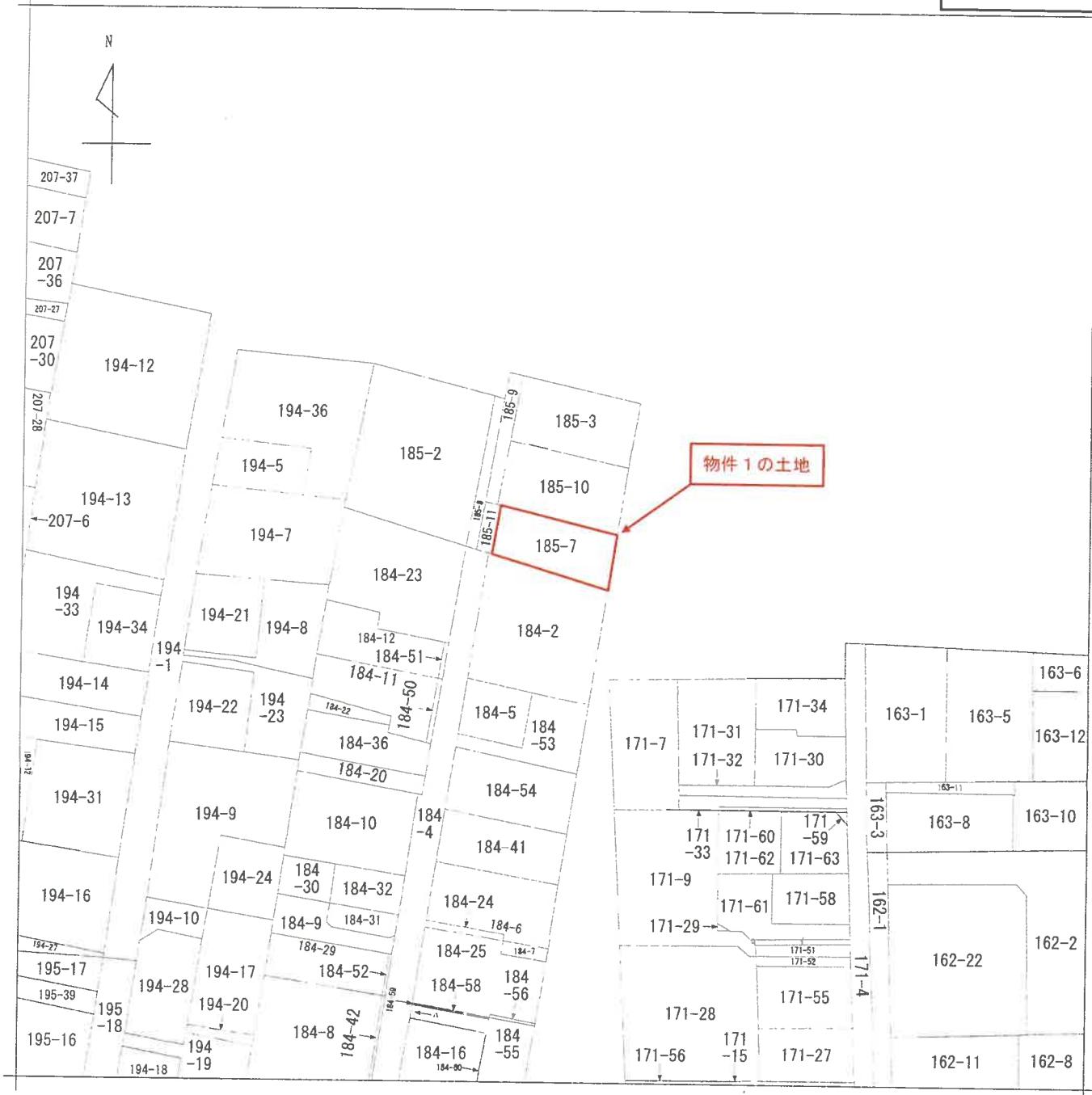
建物図面・各階平面図写

以 上

位置図



株式会社 昭文社発行
「都市地図」より複製



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

請求部 分	所在	三鷹市下連雀四丁目				地番	185番7			
出縮尺	1/600	精度区分		座標系 番号又 は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付 年月日 (原図)					補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(東京法務局府中支局管轄)

令和6年8月15日

横浜地方法務局

請求番号：9-1

登記官

(1/1)

地積測量図

地番 185-7, 185-11

土地の所在 三鷹市下連雀四丁目

三斜求積表

地番 ②185-11			倍面積
No.	底辺	高さ	
①	7.895	2.425	19.145375
②	7.895	2.412	19.042740
	倍面積	38.188115	
	面積	19.0940575	
	地積	19.09	m ²

敷地番 ①185-7			倍面積
公簿	底辺	高さ	計
		146.1859425	19.0940575
		146.18	m ²

境界点座標値

点名	X座標	Y座標	備考
KP1	496.802	513.290	計算点
KP2	504.573	513.299	計算点
KP3	480.379	498.254	斜
KP4	498.683	499.513	コンクリート杭
KP5	498.540	501.416	斜
KP6	506.210	501.916	斜
KP7	505.935	503.828	金属桿
KP8	498.263	503.307	金属桿
KP9	480.115	502.068	金属桿
P.2	518.988	500.885	コンクリート杭
P.3	518.743	504.628	計算点
	498.180	503.874	斜
	506.854	504.389	斜

任意座標系

点名	X座標	Y座標	備考
T.1	527.221	504.890	斜
T.2	500.000	500.000	斜
T.3	476.917	501.416	斜

多角点座標値

点名	X座標	Y座標	備考
T.1	527.221	504.890	斜
T.2	500.000	500.000	斜
T.3	476.917	501.416	斜

任意座標系

境界点 境界線の種類	
①	計算点
②	コンクリート杭
③	金属フレート
④	金属板
⑤	斜み(ベンキ)

○ T.3

KP1

KP7

KP2

KP3

KP4

KP5

KP6

KP8

KP9

P.2

P.3

KP1

KP2

KP3

KP4

KP5

KP6

KP8

KP9

P.2

P.3

KP1

KP2

KP3

KP4

KP5

KP6

KP8

KP9

P.2

P.3

KP1

KP2

KP3

KP4

KP5

KP6

KP8

KP9

P.2

P.3

KP1

KP2

KP3

KP4

KP5

KP6

KP8

KP9

P.2

P.3

KP1

KP2

KP3

KP4

KP5

KP6

KP8

KP9

P.2

P.3

KP1

KP2

KP3

KP4

KP5

KP6

KP8

KP9

P.2

P.3

KP1

KP2

KP3

KP4

KP5

KP6

KP8

KP9

P.2

P.3

KP1

KP2

KP3

KP4

KP5

KP6

KP8

KP9

P.2

P.3

KP1

KP2

KP3

KP4

KP5

KP6

KP8

KP9

P.2

P.3

KP1

KP2

KP3

KP4

KP5

KP6

KP8

KP9

P.2

P.3

KP1

KP2

KP3

KP4

KP5

KP6

KP8

KP9

P.2

P.3

KP1

KP2

KP3

KP4

KP5

KP6

KP8

KP9

P.2

P.3

KP1

KP2

KP3

KP4

KP5

KP6

KP8

KP9

P.2

P.3

KP1

KP2

KP3

KP4

KP5

KP6

KP8

KP9

P.2

P.3

KP1

KP2

KP3

KP4

KP5

KP6

KP8

KP9

P.2

P.3

KP1

KP2

KP3

KP4

KP5

KP6

KP8

KP9

P.2

P.3

KP1

KP2

KP3

KP4

KP5

KP6

KP8

KP9

P.2

P.3

KP1

KP2

KP3

KP4

KP5

KP6

KP8

KP9

P.2

P.3

KP1

KP2

KP3

KP4

KP5

KP6

KP8

KP9

P.2

P.3

KP1

KP2

KP3

KP4

KP5

KP6

KP8

KP9

P.2

P.3

KP1

KP2

KP3

KP4

KP5

KP6

KP8

KP9

P.2

P.3

KP1

KP2

KP3

KP4

KP5

KP6

KP8

KP9

P.2

P.3

KP1

KP2

KP3

KP4

KP5

KP6

KP8

KP9

P.2

P.3

KP1

KP2

KP3

KP4

KP5

KP6

KP8

KP9

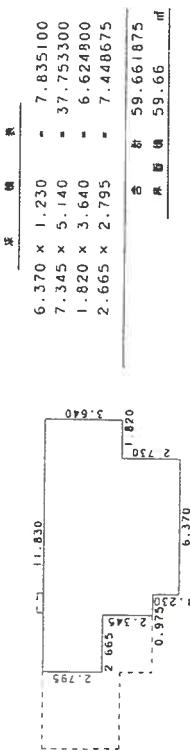
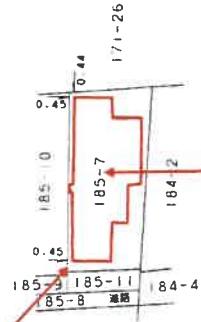
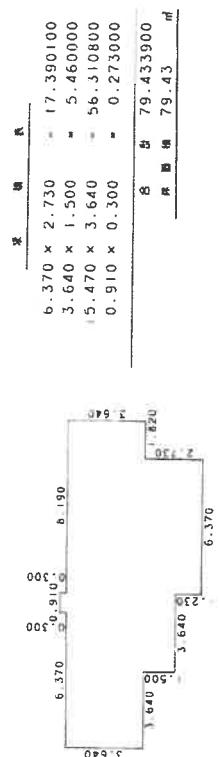
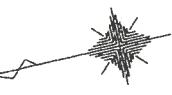
P.2

P.3

令和4年1月1日 平成22年12月13日

各階平面図

家屋番号	185番7
建物の所在 三郷市ト運管四丁目185番地7	



作成者

(平成2年2月8日)

申請人

1/500 縮尺

(東京土地家屋調査士会用紙)

これは図面に記録されている内容を説明した旨面である。

東京法務局府中支局管轄

令和6年8月15日 懐浜地方法務局

登記官

A3又A4に縮小